## 平成21年4月教育委員会定例会会議録

## 報告事項

報 第 1号 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

黒田総務課長から、教育庁の組織改編に伴い所要の整備を行った旨の説明があった。

主な改正点は2点あり、まず1点目は県立学校課及び小中学校課を廃止し、学校指導課及び学校人事課を設置したこと。2点目は関係課間で所掌事務の所管替えを行うとともに、学校指導課及び学校人事課の所掌事務を規定したことであるとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 2号 和歌山県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

総務課長から、人事管理を円滑に行うため、事務局の職に「総括課長補佐」及び「指導栄養士」の職を設置する所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 3号 和歌山県教育センター学びの丘規則の一部を改正する規則について

総務課長から、組織改編に伴い所要の整備を行った旨の説明があった。

主な改正点は2点あり、まず1点目は幼稚園を含む公立学校の教育指導等に関する事務を追加したこと。2点目は教育指導課を設置し、紀南相談課を教育相談課に変更したことであるとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 4号 和歌山県教育委員会事務局職員等の出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令について

総務課長から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を

改正する条例の施行に伴い、「日・時間」に加えて「分」を追加する所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

- 報 第 5号 和歌山県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について
- 報 第 6号 和歌山県教育庁等職員賞罰審査委員会規程の一部を改正する訓令について
- 報 第 7号 和歌山県立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 について

総務課長から、教育庁の組織改編で県立学校課及び小中学校課を廃止し、学校指導課及び学校人事課を設置したことに伴い、公印の保管責任者及び委員の課長名を変更する所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 8号 和歌山県教育庁処務規程の一部を改正する訓令について

総務課長から、教育庁の組織改編に伴い所要の整備を行った旨 の説明があった。

主な改正点は2点あり、まず1点目は県立学校課及び小中学校課の廃止に伴い、学校指導課に4班、学校人事課に3班を設置したこと。2点目はスポーツ課国体準備室が知事部局に、教育指導室が教育センター学びの丘にそれぞれ移管されたことに伴い削除する所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 9号 和歌山県教育庁文書規程の一部を改正する訓令について

総務課長から、教育庁の組織改編に伴い学校指導課及び学校人 事課の名称及び記号を規定する所要の整備を行ったとの説明があ り、報告のとおり了承された。

報 第10号 事務専決規程の一部を改正する訓令について

総務課長から、教育庁の組織改編に伴い所要の整備を行った旨

の説明があった。

主な改正点は3点あり、まず1点目は給与課における教育職員 免許状にかかる所掌事務を学校人事課へ所管替えしたこと。2点 目は学校指導課長及び学校人事課長の専決事項を規定したこと。 3点目は所属長が非常勤職員の場合における専決事項を規定する 所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第11号 県立学校出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令について

有本学校人事課長から、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、「日・時間」に加えて「分」を追加する所要の整備を行ったとの説明があり、報告のとおり了承された。